

令和8年度熱中症予防対策支援助成事業要領

令和8年4月1日

公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、トラック運転者（以下「運転者」という。）の熱中症予防対策商品の購入を促進することによって、運転者の就業中における熱中症を起因とする健康被害および事故予防対策を推進することを目的とする。

2 助成対象者

会員で会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6ヶ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

3 助成の対象となる熱中症予防対策商品

令和8年4月1日から令和9年2月22日までの間に購入した、熱中症予防対策商品（1）～（5）（中古品を除く。）とする。

- （1） 作業着関連（空調付き作業着（交換用バッテリー等の付属品含む）、冷却機能付きベスト、涼感作業着・冷感インナー等）
- （2） ネッククーラー・クールタオル
- （3） 遮熱ヘルメット（冷却インナーキャップ含む）
- （4） 暑さ指数（WBGT）が測定できる機器（温湿度計等）
- （5） その他、協会が認めた熱中症予防対策商品（その他で申請の場合は助成の対象となるか、事前に協会まで問い合わせること。）

4 助成金額

1会員あたり購入費用（消費税等は除く。）の2分の1の額（千円未満切捨て）とし、50,000円を上限とする。

5 申請期間

令和8年5月1日から令和9年2月22日。

ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

6 予算額 2,500,000円

7 助成金の申請手続

別紙の「熱中症予防対策支援助成事業実施報告書（助成金申請書）」に添付書類を添えて協会宛てに郵便又は持参により提出する。

8 助成金の返還

- (1) 協会は、次のいずれかに該当するときは、助成金の返還を命じることができる。
 - ア この要領その他協会が定める事項に違反したとき。
 - イ 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 前項の規定により返還を命じられた会員については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

9 その他

- (1) インターネットなどの通信販売で商品を購入する際に、割引ポイント・割引クーポンを利用した場合の購入費用（消費税等は除く。）は、割引利用額を差し引いた額とする。
- (2) 経口補水液（ゼリータイプ・粉末タイプ含む）、清涼飲料水（スポーツドリンク等）及び食品（熱中症対策用の飴・タブレット・サプリ等）は助成の対象外とする。